



Title	森林保全について
Author(s)	藤原, 滉一郎
Citation	北海道大学演習林試験年報, 3, 22-23
Issue Date	1986-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/72688
Type	departmental bulletin paper
File Information	1984_1-11.pdf



I-11 森林保全について

藤 原 滉一郎（経営部門）

前報で、演習林の経営試験の一つの在り方が、森林保全を軸として考えられるという意味のことを書いた。その後、思考や論議を重ねたわけではないが、この一年間に考えていたことをのべる。考えというよりも「感じ」という内容であり、とくに木材生産の位置づけには、ほとんどふれることができないが森林の木材生産の役割を否定しているつもりはない。

林業・林学に内在する問題

林業の範疇には、狩猟・フィッシング・レクリエーションなどを含める場合もあるが、通常は、「林木育成から立木売却に至るまでの生産過程」かこれに「立木買入れから素材売却に至るまでの伐出業」を加えたものであり、最広義に用いる場合も上述のものに「木材を原料とする諸工業」を加えたもの（島田錦蔵・1971）の範疇で用いられている。そして、林学は林業に対応した応用科学であり、範疇は同じではないがほぼ類似の範疇を対象としている。もちろん、現在の森林法の一つの柱は保安林制度であり、現実的林業の活動の中には、治山事業などのように森林の木材生産以外の機能発揮を目的とした行為も含まれているが、これらの大部分は、二次的要素あるいは観念的要素であって、通常は木材生産を中心にした経済活動が林業の主体であろう。

林業が経済活動であり、しかも木材の生産・利用を主にした活動であることから、多くの難しい問題を抱えている。1985年だけでも林政審議会専門委員会の「森林の危機の克服に向けて」、全林野労働組合同国有林問題検討委員会の「真の国有林再建の道すじ」、右近啓吾氏の「林業の危機について」（北方林業37-12）など多くの提言や報告がある。

林業の社会的・技術的な問題全般がとりあげられていて、ここで繰り返す必要はないが、技術的な問題については、林学の水準を過大評価しているように感ずる。例えば、天然林施業・複層林施業の場合、この根拠になる樹木の種の特性・種間競争の実態、さらに施業という人為を加えることによってどう変るかなど明らかになっているだろうか。試験としてならば実行方法を決められるが、経済的活動として規制された場合、検討にたえうる材料はほとんどないように思う。また、長い林木の生育期間中に生ずる風・菌・虫などによる被害は、偶発的（天災）なものではなく、ほぼ必然的な問題として位置づけ、これらへの対応策が育林体系の中に含まれていなければならない。しかし、現状は極めて不十分なものであり、進んでいるところでも、地域毎に資料を集積している段階であろう。

さらに、林業の抱える問題の困難さが、林学研究にも反映して、研究成果の評価一つにしてもその評価基準が個人によって異なり、組織的な研究の進展を妨げているとみてよいのではないだろうか。

一方、林業が単独で産業として成立するのは、日本では特殊な一部の地域であり、また社会経済的条件の整った特定の短い時期であるように思える。一般的には、森林の存在する地域の社会的条件によって、その地域の森林の当面果すべき役割が規定される。木材生産を主たる目的とする森林は、農業等のその地域の他の産業との複合する形でしか存在し得ないと考える。そして

地域社会から要請される水源涵養とか環境林などその地域の森林に対する特定の機能を保持するため、あるいは拡充するための施業の中での木材生産があるという形態が普遍化すると考える。

このようなことを前提に、森林保全の体系としての林業技術の再編を考えている。

森林保全の可能性

日本の場合、高山地帯や海岸など特殊な地域を除けば、温度・降水量とも森林の成立・存続には十分な条件がある。地形的あるいは地理的条件から、森林以外の土地利用がすすみ、今日みられる森林分布となっているのであって、この林地を対象に、国土資源の活用の観点から、木材を含めて森林で発生する多くの物質を、木材のほかにエネルギー資源あるいは飼料・食料などへの転換原料として利用・活用することを目的に、森林が保持され培養されることになる。

もう一つの森林の利用として、木材生産以外の森林のもつ諸機能の利用である。この中で防風・騒音防止などの諸機能は、土木的な工作物の方が効果的に機能する場合もあるが景観上の要請や森林の緩衝的な機能の評価などにより、森林に期待される場合が多いと考えられる。また、水源涵養・鳥獣保護・風致などの機能は、森林以外のものでおきかえることは不可能に近い。これらの機能は、森林の存在によって一つの機能だけでなく総合的に発揮されるが、森林の様相によってこれらの機能に差があることも留意する必要がある、ここに森林保全技術の必要性もある。

日本では、現在、天然林の伐採と無立木地化あるいは若齢造林地の放置など激しい勢いで森林の荒廃が進んでいるが、一方では、水源林・環境林（公園・都市林・道路防護林など）の造成・育成にも多くの経費が投じられている。この木材生産を主目的としない森林の造成や既存の森林の保全は、今日ではしまったものでなく、社寺林・屋敷林の造成は律令時代にはじまり、海岸林・水源林の造成も木材生産を主目的とする造林とほぼ同じ時代に行われている。このような森林の造成技術は、初期の造林技術に大きな影響を与えたと考えられるし、海岸林造成技術のように独自の発展をし、森林造成技術全般の発展に寄与した分野もある。

このような面に着目し、森林の造成から木材生産を含めた必要とされる森林の機能が発揮されるように誘導・保全するための技術体系を森林保全技術として考えたい。森林はその存在する地域の自然条件の強い影響を受けるから、森林に要請される機能は同じであっても、森林保全の体系は同じにはならない。樹種構成が異なれば、当然ことなる技術となるし、同じ木材生産でも吉野と尾鷲が異なるように用途や立地条件によっても保育形式も含めて育成過程には差があり、夫々適用の限界のある体系となる。

北大演習林の将来計画には、ここにのべた森林保全技術の体系化が果すべき役割の中に含まれているので、木材生産を目的とした森林の育成・誘導に限ることなく、多様な森林の自然的・人為的推移に関する資料を計画的に収集することを出発点とすることが可能である。

例えば、植栽本数の問題でも、現在の除間伐作業の困難性や収穫期の成立本数からの検討だけでなく、保育形式の体系化の問題として、また、特定の樹種の生物としての特性や材質形成などの過程などを明らかにするための実験として位置づけ、多様な生育経過を長期間記録し、後の検討の素材を提供することが演習林の今果すべき役割の主要な側面と考える。天然林の場合も同様であり、一面では積極的に人為を加えることによる林相の推移と、一方では、その地域の自然の多様な林相の推移をできるだけ正確に記録し、利用し易い形で公表することが要請されている。このような資料によって森林保全技術の体系化が可能となり、この中から特殊化された体系としての林業技術が確立されたと考える。